

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月14日

【四半期会計期間】 第123期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 信元久隆

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 CFO 荻野好正

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 荘原健

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第122期 第3四半期連結 累計期間	第123期 第3四半期連結 累計期間	第122期
会計期間		自平成29年4月1日 至平成29年12月31日	自平成30年4月1日 至平成30年12月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
売上高	(百万円)	200,495	186,295	264,921
経常利益	(百万円)	4,835	590	5,796
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()	(百万円)	2,259	17,748	782
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,104	18,601	3,094
純資産額	(百万円)	33,869	12,623	31,492
総資産額	(百万円)	200,972	172,315	193,431
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(円)	16.96	133.21	5.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	16.92	-	5.85
自己資本比率	(%)	14.6	4.6	14.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,222	6,719	19,354
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,637	7,373	11,101
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,269	1,220	11,276
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	14,092	10,793	12,682

回次		第122期 第3四半期連結 会計期間	第123期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自平成29年10月1日 至平成29年12月31日	自平成30年10月1日 至平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失()	(円)	7.78	134.18

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。
- 4 第123期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは、米国メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃した事等新たな北米事業の課題が生じ、当第3四半期連結累計期間において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する四半期純損失17,748百万円となり、連結貸借対照表の株主資本は4,965百万円となりました。その結果、(四半期連結貸借対照表関係)に記載の財務制限条項に抵触いたしました。また、一部の銀行借入の弁済を約定期どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当該重要事象等を解消、改善するための対応策は、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間(注)における当社グループの業績は、売上高については、欧州やアジア地域では好調だったものの、日本および北米の減収により1,863億円(前年同期比7.1%減)となりました。

利益面では、日本や北米での受注減少や鋼材など資材の市況高騰の影響が大きく、営業利益は23億円(前年同期比64.3%減)、経常利益は6億円(前年同期比87.8%減)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、直近の受注動向を踏まえ、将来の回収可能性を検討した結果、米国の4工場で135億円、欧州のスロバキア工場で10億円、タイの鋳物工場で5億円の減損損失(合計150億円)を計上した影響などで、177億円の損失(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益23億円)となりました。

(単位：億円)

	前期	当期	増減	増減率
売上高	2,005	1,863	142	7.1%
営業利益	65	23	42	64.3%
経常利益	48	6	42	87.8%
税金等調整前四半期純利益	48	139	187	- %
親会社株主に帰属する四半期純利益	23	177	200	- %

セグメントごとの業績は次の通りです。

(単位：億円)

	売上高			営業利益		
	前期	当期	増減	前期	当期	増減
日本	610	584	27	22	2	24
北米	1,079	926	153	16	8	24
欧州	104	124	20	13	8	5
中国	164	166	2	20	17	3
タイ	58	60	2	4	3	0
インドネシア	138	150	12	14	18	4
連結消去	148	147	1	2	3	1
連結	2,005	1,863	142	65	23	42

日本

国内での販売が好調なSUV(スポーツ用多目的車)用製品や欧米向けを中心とした小型トラック用製品、フォークリフト用をはじめとした産業機械用製品などが好調でしたが、一部の国内完成車メーカーにおける欧米向け車両の販売低迷や、当社製品搭載車の生産打ち切りなどの影響により売上高は584億円(前年同期比4.4%減)となりました。

利益面では、生産性改善や材料スクラップ率改善などの生産や調達の合理化に努めたものの、鋼材など資材の市況高騰によるコスト増を吸収することができず、受注の減少や利益率の高い摩擦材ビジネス減少もあり、2億円の営業損失(前年同期は営業利益22億円)となりました。

北米

前期は補修品業界全体の在庫調整のために低迷していた補修品ビジネスは、市場の回復とともに、販売チャネルの増加など拡販に努めた結果、前年同期と比べ増収となりました。しかしながら、米系完成車メーカーにおける主要車種の新規モデルへの切り換えにともなう受注減や、一部欧米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退などの影響で、売上高は926億円(前年同期比14.2%減)となりました。

利益面では、人員の適正化、販売管理費の削減などに取り組んでいるものの、鋼材など資材の市況高騰によるコスト増を吸収することができず、加えて受注減による影響で、8億円の営業損失(前年同期は営業利益16億円)となりました。

欧州

補修品市場向け摩擦材ビジネスは減少しましたが、高性能量販車用製品の受注増加が大きく貢献し、売上高は124億円(前年同期比19.5%増)と大幅な増収となりました。

利益面では、特にスロバキア工場における受注増の影響に加え、これまでに実施した日本からの人財派遣による生産指導で生産性が向上し、課題となっていたスクラップ費用も削減することができ、また、米国で調達していた基幹部品を欧州域内からの現地調達に切り替えるなど材料費の購入価格改善に取り組み、営業損失は8億円(前年同期比5億円の改善)にとどめることができました。

中国

当第3四半期の初めは、中国の自動車生産・販売が好調であり、当社グループの主力であるSUV用製品をはじめとして当社製品の需要は高かったものの、その後、米中貿易摩擦問題の影響で中国で生産している北米向け車両の生産が大きく減少したことなどから売上高は166億円(前年同期比1.1%増)にとどまりました。

利益面では、環境規制強化にともなう設備投資を含めた環境対策コストの増加や資材の市況高騰、労務費の上昇などがある中で、生産性向上などの合理化に努めましたが、それらを吸収しきれず営業利益は17億円(前年同期比15.3%減)となりました。

タイ

タイ国内向け小型車用製品やピックアップトラック用製品の受注が拡大したものの、当社摩擦材製品搭載車の生産打ち切りの影響などにより売上高は60億円(前年同期比2.6%増)にとどまりました。

利益面では、利益率の高い摩擦材製品の生産が減少したことに加え、新規モデル向け製品立ち上げのための先行費用などにより、営業利益は3億円(前年同期比7.0%減)となりました。

インドネシア

インドネシアでは自動車市場全体が好調に推移していることを背景に、MPV(多目的乗用車)用製品の新規立ち上げや、フルモデルチェンジなどが相次ぎ、需要が引き続き好調となりました。また、小型トラック用製品の立ち上げや、輸出用自動二輪車の受注増、欧州向けグローバルプラットフォーム(全世界での車台共通化)車用製品の需要好調も続き、売上高は150億円(前年同期比9.0%増)となりました。

利益面では、円高による為替換算の影響や人員増による労務費の上昇、輸送費などの経費増があったものの、受注増による増益効果とともに、生産性改善などの合理化効果により、営業利益は18億円(前年同期比25.1%増)となりました。

(注) 当第3四半期連結累計期間とは

- (1) 北米・中国・タイ・インドネシア 平成30年1月～平成30年9月
(2) 日本・欧州 平成30年4月～平成30年12月 となります。

(2) 財政状態の状況

資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

(資産の部)	前期末	当期末	増減	(負債・純資産の部)	前期末	当期末	増減
流動資産	677	659	18	流動負債	874	936	62
現金及び預金	127	108	19	有利子負債	425	510	85
売上債権	321	332	11	その他	449	426	23
その他	229	219	10	固定負債	746	661	84
固定資産	1,258	1,064	193	有利子負債	672	580	93
有形固定資産	1,035	859	176	その他	73	82	8
投資有価証券	141	126	15	負債合計	1,619	1,597	22
その他	81	79	2	純資産	315	126	189
総資産	1,934	1,723	211	負債・純資産	1,934	1,723	211

(資産)

当期末の資産は1,723億円と前期末比211億円の減少となりました。

流動資産は659億円と前期末比18億円の減少となりました。主な要因は、たな卸資産が7億円減少し、また有利子負債の返済などにより現金及び預金が19億円減少したことによるものです。固定資産は1,064億円と前期末比193億円の減少となりました。主な要因は、減損損失の計上などにより有形固定資産が176億円減少したことによるものです。

(負債)

当期末の負債は1,597億円と前期末比22億円の減少となりました。

流動負債は936億円と前期末比62億円の増加となりました。主な要因は、短期借入金が増加したことによるものです。固定負債は661億円と前期末比84億円の減少となりました。主な要因は、社債が20億円増加した一方で、長期借入金が増加したことによるものです。なお、有利子負債残高1,089億円から「現金及び預金」を控除したネット有利子負債残高は981億円であります。

(純資産)

当期末の純資産は126億円と前期末比189億円の減少となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により利益剰余金が178億円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当期末の現金及び現金同等物は、前期末比19億円減少の108億円となりました。

(単位：億円)

	前期	当期	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	112	67	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	76	74	3
計 (フリー・キャッシュ・フロー)	36	7	42
財務活動によるキャッシュ・フロー	53	12	40

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

法人税等の支払額17億円があった一方で、減価償却費90億円などにより、資金が増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資有価証券の売却による収入10億円があった一方で、日米を中心とした設備投資により有形固定資産の取得による支出85億円などにより、資金が減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の純増額60億円や社債の発行による収入20億円があった一方で、長期借入金の返済による支出102億円などにより、資金が減少となりました。

(4) 経営方針

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,912百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は5,921百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社グループは「1 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該重要事象等を解消、改善するための対応策として、当社は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (継続企業の前提に関する事項)」に記載のとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。今後の事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定・実行していくことで、当該重要事象等の改善に努めてまいります。

(7) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社並びに当社子会社であるAkebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A.de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器(蘇州)有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.は、平成31年1月29日に、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書(借入金元本の返済の一時停止等)を送付いたしました。

また、平成31年2月12日開催の第1回債権者会議において、全てのお取引金融機関に対し、事業再生計画案の概要を説明し、上記一時停止の通知書について同意(追認)を得るとともに、一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することについても、ご承認いただきました。

当社といたしましては、役職員一同一丸となって不退職の決意で事業再生に取り組む所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものだと考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様ご判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。)。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。』と定めております。「摩擦と振動、その制御と解析」は、当社の誇る世界トップレベルのコア技術です。「制御」が「解析」の前にあるのは、解析する前に、まず、困っているお客様の問題解決に取り組む、そして、その解析も怠らないという当社の姿勢を表しています。そして、守っているのは人のいのちだけではありません。「ひとつひとつのいのち」には、人間だけでなく、草木に至るまで、地球上のあらゆる生物、ひいては地球環境そのものもいのちのひとつとみなし、それらを守り、育み続けていくために、健全な経営のもとで企業価値を創出していくことを定めています。当社は、「曙の理念」を実現することで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、当社のさらなる発展のために、モノづくり、技術、グローバル展開の3つの側面からアプローチした経営方針(経営の三本柱)として「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」と定めております。

お客様とは、当社の製品を使っていただくエンドユーザーです。実際にそれを使う人が何を望んでいるのか、「お客様第一」のモノづくりをしていこうとする当社の姿勢を表したものです。

「技術の再構築」は、当社のコア技術である「摩擦と振動」をさらに追究することで、当社の新しい技術を創出していくことを表しています。

そして、日米欧アジアといったグローバルベースでの知見を相互に深める体制を築いていくため、「グローバルネットワークの確立」をめざします。

これらに基づき、当社は独立系ブレーキ専門メーカーとして、世界中のお客様に安全と安心を提供し、社会において必要不可欠な存在となっております。創業以来、ブレーキパッドやブレーキライニングなどの摩擦材、ディスクブレーキやドラムブレーキなどの機構部品をグローバルで開発・製造し、供給しています。これらを通して培った技術を活かし、自動車のみならず鉄道・インフラなどの多様な分野への展開とともに、次世代技術の開発に注力することで、安全・安心な社会づくりに寄与してまいります。

なお、当社グループは、平成28年(2016年)5月に平成30年度(2018年度)を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 -2016」を発表し、北米事業の立て直し、製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立及びハイパフォーマンスブレーキビジネスの拡大と欧州事業の新築に取り組んでまいりました。

しかしながら、米国メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当社グループの経営環境及び財務体質は依然として厳しい状況にあります。このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、事業再生ADR手続を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体制の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。経営改善施策、金融機関協調によるご支援の継続、計画実施スケジュールその他同計画案の内容等につきましては、今後、事業再生ADR手続の中でお取引金融機関と協議する予定であり、事業再生計画案の詳細が確定次第お知らせいたします。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の取組みは、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善により当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株券等の大量買付行為に関する対応策)

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール(以下「大量買付ルール」といいます。)を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- ()当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等といいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者といい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)又は、
- ()当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等といいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者といいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- ()特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、 と の合算において、 と の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- ()特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するもの)をいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、()大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、()当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、()取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行い、()当該大量買付行為に対処対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記()から()の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。)の概要(大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大量買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大量買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとしします(この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。)

当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下「本基準日」といいます。)を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主としします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとしします。

大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとしします。(なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとしします。)

当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとしします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は(注)新株予約権概要に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2.(4)に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとしします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

平成30年6月15日開催の当社第117回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたため、本プランの有効期限は、2019年6月30日までに開催される第118回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第118回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第118回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ないしスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

以上から、本プランが当社役員地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,992,343	135,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	135,992,343	135,992,343		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成31年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日		135,992		19,939		

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,733,900	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,157,100	1,331,561	同上
単元未満株式	普通株式 101,343	-	
発行済株式総数	135,992,343	-	
総株主の議決権	-	1,331,561	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式は含まれておりません。

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋小網町19-5	2,733,900	-	2,733,900	2.01
計		2,733,900	-	2,733,900	2.01

(注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,682	10,793
受取手形及び売掛金	32,054	33,182
商品及び製品	4,515	4,708
仕掛品	2,066	2,030
原材料及び貯蔵品	12,858	12,007
その他	3,721	3,485
貸倒引当金	219	300
流動資産合計	67,677	65,903
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	61,639	60,497
減価償却累計額	35,322	36,575
建物及び構築物(純額)	26,317	23,921
機械装置及び運搬具	174,014	163,508
減価償却累計額	129,926	132,429
機械装置及び運搬具(純額)	44,088	31,079
土地	21,239	21,162
建設仮勘定	9,512	6,854
その他	22,142	23,886
減価償却累計額	19,752	20,967
その他(純額)	2,390	2,920
有形固定資産合計	103,546	85,936
無形固定資産	2,030	1,672
投資その他の資産		
投資有価証券	14,096	12,551
退職給付に係る資産	4,496	4,900
繰延税金資産	658	512
その他	938	853
貸倒引当金	11	11
投資その他の資産合計	20,177	18,805
固定資産合計	125,754	106,412
資産合計	193,431	172,315

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,387	27,975
短期借入金	19,367	25,143
1年内返済予定の長期借入金	21,985	24,383
リース債務	1,145	1,452
未払法人税等	620	860
賞与引当金	1,733	448
設備関係支払手形	2,993	2,451
その他	10,150	10,854
流動負債合計	87,379	93,567
固定負債		
社債	-	2,000
長期借入金	62,368	51,186
リース債務	4,856	4,765
役員退職慰労引当金	32	33
退職給付に係る負債	2,426	2,319
繰延税金負債	801	2,009
再評価に係る繰延税金負債	3,155	3,155
その他	923	658
固定負債合計	74,560	66,126
負債合計	161,939	159,693
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
利益剰余金	5,309	23,061
自己株式	1,855	1,843
株主資本合計	12,775	4,965
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,393	4,642
土地再評価差額金	6,741	6,741
為替換算調整勘定	1,789	974
退職給付に係る調整累計額	318	478
その他の包括利益累計額合計	14,241	12,836
新株予約権	157	149
非支配株主持分	4,318	4,602
純資産合計	31,492	12,623
負債純資産合計	193,431	172,315

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	200,495	186,295
売上原価	177,892	167,698
売上総利益	22,603	18,596
販売費及び一般管理費	16,097	16,273
営業利益	6,507	2,324
営業外収益		
受取利息	65	27
受取配当金	281	309
持分法による投資利益	4	-
為替差益	196	22
その他	190	150
営業外収益合計	738	507
営業外費用		
支払利息	1,401	1,572
持分法による投資損失	-	6
製品補償費	760	161
その他	248	501
営業外費用合計	2,410	2,241
経常利益	4,835	590
特別利益		
固定資産売却益	64	163
投資有価証券売却益	-	544
補助金収入	42	22
特別利益合計	106	728
特別損失		
固定資産除売却損	145	195
減損損失	-	15,039
特別損失合計	145	15,234
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	4,796	13,916
法人税、住民税及び事業税	1,529	1,428
法人税等調整額	49	1,572
法人税等合計	1,578	3,000
四半期純利益又は四半期純損失()	3,218	16,916
非支配株主に帰属する四半期純利益	959	831
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,259	17,748

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	3,218	16,916
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,519	751
土地再評価差額金	0	-
為替換算調整勘定	190	1,113
退職給付に係る調整額	178	179
その他の包括利益合計	1,886	1,685
四半期包括利益	5,104	18,601
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,228	19,153
非支配株主に係る四半期包括利益	876	552

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	4,796	13,916
減価償却費	9,354	8,959
減損損失	-	15,039
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	87
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	161	203
受取利息及び受取配当金	347	335
支払利息	1,401	1,572
持分法による投資損益(は益)	4	6
固定資産除売却損益(は益)	81	32
投資有価証券売却損益(は益)	-	544
売上債権の増減額(は増加)	1,223	1,514
たな卸資産の増減額(は増加)	505	491
仕入債務の増減額(は減少)	329	572
その他	315	158
小計	14,387	8,945
利息及び配当金の受取額	347	335
利息の支払額	1,362	1,567
法人税等の支払額	2,536	1,685
法人税等の還付額	385	691
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,222	6,719
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,523	8,497
国庫補助金等による収入	23	59
有形固定資産の売却による収入	135	228
投資有価証券の取得による支出	14	14
投資有価証券の売却による収入	-	1,026
その他	257	174
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,637	7,373
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,026	5,984
長期借入れによる収入	14,659	1,500
長期借入金の返済による支出	14,374	10,205
社債の発行による収入	-	1,979
配当金の支払額	2	0
非支配株主への配当金の支払額	3,055	638
セール・アンド・リースバックによる収入	2,075	942
ファイナンス・リース債務の返済による支出	545	782
自己株式の純増減額(は増加)	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,269	1,220
現金及び現金同等物に係る換算差額	211	15
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,473	1,890
現金及び現金同等物の期首残高	15,564	12,682
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,092	10,793

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、米国メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃した事等新たな北米事業の課題が生じ、当第3四半期連結累計期間において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する四半期純損失17,748百万円となり、連結貸借対照表の株主資本は4,965百万円となりました。その結果、(四半期連結貸借対照表関係)に記載の財務制限条項に抵触いたしました。また、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、(重要な後発事象)に記載のとおり、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。そのため、今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度(平成30年3月31日)		当第3四半期連結会計期間(平成30年12月31日)	
協同組合ウィングパレイ	49百万円	協同組合ウィングパレイ	19百万円

(注) 協同組合ウィングパレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額(前連結会計年度末86百万円、当第3四半期連結会計期間末46百万円)のうちの当社グループ負担額であります。

(2) 債権流動化

前連結会計年度(平成30年3月31日)		当第3四半期連結会計期間(平成30年12月31日)	
債権流動化に伴う買い戻し義務限度額	651百万円	債権流動化に伴う買い戻し義務限度額	636百万円

(3) その他

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、四半期連結財務諸表に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、当該事象が将来の連結財務諸表に与える影響は明らかではありません。

2 財務制限条項

- (1) 当社のコミットメントライン契約(総額16,500百万円)に基づく短期借入金(残高4,000百万円)
- 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
 - 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (2) 連結子会社であるAkebono Brake Corporation(以下、ABC)の短期借入金(残高1,704百万円)及び長期借入金(残高4,827百万円)
- 各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、海外事業の採算悪化を受けて、以下の資産グループについて減損損失を計上していません。

場所	用途	種類	金額
アメリカ ケンタッキー州ほか	事業用資産(注) 1	建物及び機械装置等	13,536百万円
スロバキア トレンチーン市	事業用資産(注) 2	建物及び機械装置	1,011百万円
タイ ラチャブリ県	事業用資産(注) 1	建物及び機械装置	492百万円
合計			15,039百万円

- (注) 1 回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価額で評価しております。
2 回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割り引いて評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
現金及び預金勘定	14,092百万円	10,793百万円
現金及び現金同等物	14,092百万円	10,793百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への 売上高	54,186	104,433	9,119	16,062	5,504	11,190	200,495	-	200,495
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	6,839	3,428	1,269	307	331	2,616	14,790	14,790	-
計	61,026	107,861	10,389	16,369	5,835	13,806	215,285	14,790	200,495
セグメント利益 又は損失()	2,205	1,608	1,259	2,000	358	1,414	6,326	181	6,507

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への 売上高	51,148	89,663	11,326	16,180	5,733	12,245	186,295	-	186,295
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	7,221	2,935	1,092	376	251	2,804	14,680	14,680	-
計	58,369	92,598	12,417	16,557	5,984	15,049	200,975	14,680	186,295
セグメント利益 又は損失()	189	794	759	1,694	333	1,769	2,055	269	2,324

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア	本社・消去	合計
減損損失	-	13,536	1,011	-	492	-	-	15,039

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	16円96銭	133円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	2,259	17,748
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	2,259	17,748
普通株式の期中平均株式数(千株)	133,197	133,224
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16円92銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	292	-

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

当社並びに当社子会社であるAkebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A.de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器(蘇州)有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.は、平成31年1月29日に、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書(借入金元本の返済の一時停止等)を送付いたしました。

また、平成31年2月12日開催の第1回債権者会議において、全てのお取引金融機関に対し、事業再生計画案の概要を説明し、上記一時停止の通知書について同意(追認)を得るとともに、一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することについても、ご承認いただきました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月14日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 地 肖 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 和 田 貴 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項の注記として記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において、多額の減損損失を計上したことから重要な親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、四半期連結貸借対照表関係に関する注記に記載の財務制限条項に抵触している。また、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については継続企業の前提に関する事項の注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。